

(平成24年6月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から44年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から44年2月まで

昭和54年頃、私はA区役所で国民年金の加入手続を行った際に、窓口の年金係から、遡って国民年金保険料を納付することができる制度があると強く勧められ、老後のことを考え保険料をまとめて納付した。私は40年4月まで会社に勤めていたので、保険料は退職後の同年5月からの分を納付したと記憶している。加入手続当時は会社を辞めた時のお金や、パート収入があったので金銭的には余裕があり、納付金額は20万円くらいだったと記憶している。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年頃、A区役所で国民年金の加入手続を行った際に、同区役所窓口の年金係から、遡って国民年金保険料を納付することができる制度があると強く勧められ、老後のことを考え申立期間の保険料を一括で遡って納付した記憶があり、納付金額は20万円くらいだったと申し立てている。

これについて申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和54年2月頃に払い出されたと推認され、当該時期は第3回特例納付実施期間であり、申立人は申立期間当時、特例納付が可能となる第1号被保険者であったことから、申立人の申述に不自然さは見られない。

また、A区役所では、第3回特例納付実施期間当時、国民年金課窓口で特例納付の説明を行い、広報紙「A区ニュース」でも数回にわたり特例納

付の勧奨を行い、過年度及び特例納付書を窓口でも交付していたとすることから、申立人が同区役所窓口で交付された納付書で、特例納付保険料を一括納付したと考えられる上、申立人は自分の口座からお金を下ろし納付したとする保険料総額は、20万円くらいであったとしており、申立期間の保険料を特例納付した場合の金額18万4,000円とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から同年12月まで

私は20歳の頃、両親に勧められ、母親にA区役所で国民年金の加入手続をしてもらい、国民年金保険料も母親に納付してもらったはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は20歳の頃、両親に勧められ、母親にA区役所で国民年金の加入手続をしてもらい、国民年金保険料も母親に納付してもらったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和39年8月頃に払い出されたと推認され、申立期間は過年度納付により保険料を納付することができる期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしたとする、その母の国民年金手帳記号番号は、申立人と同時期の昭和39年8月頃に払い出されたと推認され、加えて、その母の同記号番号の払出し以前の国民年金保険料は全て納付済みとなっていることから、申立人の母に4か月間と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付することができなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から46年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで
③ 昭和51年4月から52年3月まで
④ 昭和59年4月から同年9月まで
⑤ 昭和60年4月から同年12月まで
⑥ 昭和61年4月から同年12月まで
⑦ 昭和62年8月及び同年9月
⑧ 昭和63年10月から平成2年3月まで
⑨ 平成3年1月から同年3月まで
⑩ 平成3年6月から4年11月まで
⑪ 平成5年2月及び同年3月
⑫ 平成5年8月から6年3月まで
⑬ 平成6年7月から7年2月まで

私は、国民年金の加入手続については記憶に無いが、国民年金保険料は納付書のとおり納付した、まとめて納付したこともあったと思う。申立期間①から⑬までを保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、国民年金の加入手続については記憶に無いとしているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和49年5月頃に払い出されたと推認され、このことから、申立期間②は国民年金保険料を納付することができる期間である。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和46年度から48年度までの国民年金保険料を49年7月18日に第2回特例納

付又は過年度納付により納付していることから、当時申立人の納付意識は高かったことがうかがえる上、同年5月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認される申立人が、申立期間②直前のこれらの保険料を遡って納付しているにもかかわらず、加入手続を行ったと推認される年度（申立期間②）の保険料を未納とするのは不自然である。

- 2 一方、申立期間のうち、申立期間②を除く期間について、申立人は、前記1と同様に、国民年金の加入手続については記憶に無いが、国民年金保険料は納付書のとおり納付し、まとめて納付したこともあったと思うとしている。これについて、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、昭和46年4月から47年3月までは第2回特例納付、52年4月から同年9月までは第3回特例納付により納付されており、申立期間①及び③は、第2回特例納付又は第3回特例納付により納付することが可能な期間であるが、申立人は、申立期間（申立期間②も含む）を特例納付により納付したか否かは不明であると申述している上、国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人は、前記1の申立期間を含め13回と多数回にわたって申し立てており、これらの月数を合計すると155月となる上、これら申立期間はA市とB町の二つの行政機関にまたがって納付されていることから、二つの行政機関において、多数回にわたって国民年金の記録管理に誤りがあったとは考え難い。

加えて、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成2年11月29日であると認められることから、当該期間における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人の株式会社Bにおける資格取得日は平成3年10月31日、資格喪失日は4年2月29日であると認められることから、当該期間における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年9月30日から同年11月29日まで
② 平成3年10月30日から5年3月30日まで
③ 平成5年3月31日から同年8月30日まで

株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成2年9月30日から同年11月29日まで、及び3年10月30日から5年3月30日までの期間の厚生年金保険の記録が無い。

また、株式会社Bに勤務していた平成5年3月31日から同年8月30日までの厚生年金保険の記録も無いので、それぞれ記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述により、申立人は平成2年11月28日まで株式会社Aに継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同社が厚生

年金保険の適用事業所でなくなった日（平成2年10月31日）よりも後の同年12月25日付けで、同年10月の定時決定を取り消し、同年9月30日と記録されていることが確認できるとともに、申立人と同様の処理が行われている同僚が33人確認できる。

また、当該訂正処理前の記録から、平成2年10月31日において、同社が適用事業所の要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所（当時）において、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、株式会社Aにおける被保険者資格喪失日を平成2年9月30日とする処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、同年11月29日であると認められる。

また、平成2年9月及び同年10月の標準報酬月額については、同年8月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は、当初、株式会社Bにおいて、平成3年10月31日付けで被保険者資格を取得していたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年2月28日）よりも後の4年2月29日付けで、資格取得取消処理が行われていることが確認できる上、同日及び同年3月3日付けで、申立人のほか、124人の被保険者についても資格取得取消処理が行われていることが確認できる。

また、当該訂正処理前の記録から、平成4年2月29日において、同社が適用事業所の要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所において、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、かかる処理を行う合理的理由はなく、当該取消処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の被保険者資格取得日は、事業主が当初届け出た平成3年10月31日、資格喪失日は、4年2月29日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成3年10月の遡及訂正処理前の記録から、30万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間②のうち、平成3年10月30日について、申立人は株式会社Aに勤務していたとしているところ、雇用保険の加入記録では同年10月31日から被保険者となっており、当時の事業主からは回答が得られない上、同僚からも具体的な供述が得られず、勤務実態について確認す

ることができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正する必要は認められない。

4 申立期間②のうち、平成4年2月29日から5年3月30日までの期間について、当該期間は上記2の被保険者資格取得取消処理が行われた4年2月29日以降の期間であるところ、雇用保険の加入記録では、株式会社Aにおける取得日は3年10月31日、離職日は4年9月30日、株式会社Bにおける取得日は同年10月1日、離職日は5年2月3日と記録されていることから、その間については両社に勤務していたことはいかがえるが、当時の両社の事業主からは回答が得られず、同僚からも具体的な供述が得られない上、当時の税務関係資料についても保存年限経過のため確認できないことから、勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

5 申立期間③について、申立人は株式会社Bに勤務していたとしているところ、当該期間に係る雇用保険の加入記録は確認できず、当時の事業主からは回答が得られず、同僚からも具体的な供述が得られない上、当時の税務関係資料についても保存年限経過のため確認できないことから、勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

6 このほか、申立人の申立期間②のうち平成4年2月29日から5年3月30日までの期間及び申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和46年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月26日から同年4月1日まで

年金記録を確認したところ、A株式会社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が、同日入社した同僚二人と相違していることが判明した。同僚二人とは入社試験や健康診断も一緒に行き、入社後の新入社員研修も一緒に受け、その後の仕事内容や勤務形態も同じだったので、自分だけ取得日が異なっていることには納得がいかない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和46年3月26日である同僚二人と同日に同社に入社したとしているところ、当該同僚二人が、申立人と同日に同社に入社したと供述していること、及び当該同僚のうち一人が、同社では入社してから約6か月の試用期間があったと供述しているところ、申立人が所持する同社の身分証明書が同年9月21日に発行されていること等から、申立人が申立期間において、A株式会社に勤務していたことが認められる。

また、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（以下「通知書」という。）により、申立人と上記同僚二人の資格取得届が、いずれも資格取得日の約3か月後である昭和46年6月16日に社会保険事務所（当時）で受け付けられていることが確

認できる上、事業主は、申立期間における申立人と当該同僚の給与計算については同じ取扱いがなされていたと考えられ、申立期間に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除したと回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び事業主から提出された通知書の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出は行っておらず、保険料は納付していないと回答しているところ、事業主が保管する通知書によると、申立人のA株式会社における被保険者資格取得日は昭和46年4月1日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年11月から13年2月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額について、34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月1日から14年9月26日まで
株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が減額されていることが分かった。退職するまで給与が大幅に下がったことはないので申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違を主張しているところ、オンライン記録により、平成13年2月26日付けで12年11月に遡及して随時改定が行われ、申立人に係る標準報酬月額が34万円から20万円に減額されていることが確認できる。

また、事業主は、「従業員全員について、一括して実際の報酬月額より低い報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に提出した。」旨の回答をしている。

一方、申立人と同様に平成12年11月に減額された随時改定が行われている複数の同僚から提出された給与明細書により、申立期間のうち、同年11月から13年2月までの期間について、減額前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実から、申立人の厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認できる給与明細書等の資料は無いものの、上記同僚の給与明細書の厚生年

金保険料控除額から判断すると、申立人の申立期間のうち、平成12年11月から13年2月までの期間について、減額前の標準報酬月額（34万円）に見合う厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記同僚の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「実際の報酬月額より低い報酬月額の届出を行い、その後、届け出た報酬月額に基づき保険料を納付した。」と回答していることから、上記保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成13年3月から14年8月までの期間については、事業主は、「届け出た報酬月額に基づき厚生年金保険料を控除していた。」旨の回答をしているところ、前記複数の同僚が提出した給与明細書により、当該同僚の給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年7月までの期間、8年12月及び9年10月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から6年7月まで
② 平成8年12月
③ 平成9年10月から10年3月まで

申立期間①については学生で卒業後はアルバイト収入だけであり、申立期間②については海外から一時帰国したので無収入であり、申立期間③については日本に帰国後のアルバイト収入のみであり特別寡婦の状態であった。以上の理由により、申立期間①、②及び③については、免除期間であると認識している。免除申請は私の母が手続をしていたと思うので、申立期間を免除期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については学生で卒業後はアルバイト収入だけであったこと、申立期間②については海外から一時帰国したので無収入であったこと、及び申立期間③については日本に帰国後のアルバイト収入のみであり特別寡婦の状態であったことなどの理由により、申立期間①、②及び③については免除期間であると認識しているので、当該期間を免除期間として認めてほしいと申し立てている。しかしながら、国民年金の免除申請手続を行ったとするその母からは事情を聴取することができず、申立人自身は免除申請手続に関与していないため、その状況は不明である。

また、申立人が、各申立期間について免除申請書を提出したこと、及び免除の承認を受けたことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

なお、申立人は申立期間①、②及び③については、免除期間であると認識しているので当該期間を免除期間とするよう年金記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、国民年金保険料納付の有無、免除の申請の有無について検討し、年金記録の訂正の可否を判断するものであり、免除申請手続の運用の可否を判断することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から42年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年7月から42年11月まで

私は、前の会社を退職後、次の会社に昭和42年12月から勤めた後、いつ頃だったのか覚えていないが、年金は未加入期間があると将来受給する時にいろいろと問題が生じるケースがあると新聞や本で知ったので、A区役所の窓口で未加入期間を無くすため、同区役所職員から言われたままの金額を、賞与の中から一括で納付した。申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、次の会社に昭和42年12月から勤めた後、いつ頃だったのか覚えていないが、年金は未加入期間があると将来受給する時にいろいろと問題が生じるケースがあると新聞や本で知ったので、A区役所の窓口で未加入期間を無くすため、同区役所職員から言われたままの金額を、賞与の中から一括で納付したと申し立てているが、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の手帳記号番号が付番されており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、オンライン記録でも、申立期間は国民年金の未加入期間と記録されていることから、当該期間は未加入期間であったと推認され、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から51年4月まで
申立期間（結婚前の期間）に係る国民年金保険料について、私の母が「ほかの家族の保険料は納付されているので未納のはずがない。」としているので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、その母が「ほかの家族の保険料は納付されているので未納のはずがない。」としているため、申立期間の記録を訂正してほしいとしている。しかしながら、申立人の保険料の納付を行っていたとされる申立人の父は、既に他界している上、申立人の国民年金の加入手続を行っていたとされる申立人の母からは、当該手続について聴き取ることが困難であり、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和60年10月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索及び払出簿検索により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月

私は、会社を退職した際、妻と一緒にA市役所に行き、同市役所の職員に勧められて国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した際、国民年金の加入手続を行ったが、その手続は、婚姻（昭和60年4月）前の住所地であるB町役場ではなく、婚姻に伴って転居したA市役所において、その妻と一緒に行ったと申述している。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、婚姻後の63年12月から平成元年1月頃にかけて払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付したと思うとしているものの、当該保険料の納付金額及び納付方法についての記憶が無いことから、申立人の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 9 月から 58 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月から 58 年 10 月まで

私は、A 市にあった B 所に昭和 57 年 9 月から 58 年 10 月まで勤務し、その期間は国民年金に加入し国民年金保険料を納付していた。国民年金の加入時期、加入場所、保険料の納付場所等の具体的な記憶は無いが、保険料は B 所の給与から引かれて、B 所が保険料を納付していたのではないかと思う。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金の加入時期、加入場所、保険料の納付場所等の具体的な記憶は無いが、当時勤務していた B 所の給与から保険料が引かれ、その保険料を B 所が納付していたのではないかとしている。しかしながら、申立人は、勤務先の B 所の名称及び同僚の名前などの具体的な記憶が無いため、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、年金手帳を 2 冊所持しており、一方の年金手帳（*）の「国民年金の記録（1）」には、申立期間の被保険者資格の取得及び喪失の記録は無く、他方の年金手帳（*、後に*に統合）の「国民年金の記録（1）」は、昭和 57 年 9 月 7 日に被保険者資格を喪失し、58 年 11 月 7 日に同資格を取得したことが記載されており、申立期間の資格の得喪の記録が確認できず、これは、申立人の被保険者台帳（旧台帳）の記録及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間は未加入期間と推認され、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。